

案内

7月は“社会を明るくする運動”の強調月間です

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人や非行をした少年の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

この運動は今年で56回を迎えますが、重点目標を“犯罪・非行の防止と更生の援助のため、地域住民の理解と参加を求める”とし、統一標語として“ふれあいと対話が築く 明るい社会”を掲げ、7月を強調月間としています。

家庭、職場、学校、地域社会が一体となって、地域に根ざした幅広い活動を展開していく必要がありますので、みなさんのご協力をよろしくお願いします。

問合 第56回“社会を明るくする運動”下妻市実行委員会(主唱：法務省)事務局 市福祉事務所 内線1583

飲用井戸等の衛生確保について

飲用井戸等に供給される飲用水については感染症の原因となる微生物等の感染媒体となる恐

れがありますので、設置者または管理者は次により徹底を図ってください。

- 飲用井戸の検査をしてください。
- 大腸菌群が発見された場合、必ず煮沸飲用してください。
- 簡易専用水道の受水槽については、残留塩素濃度を測定すると共に、点検・清掃に努めてください。検査容器の貸出、検査日程等詳しくは、常総保健所(☎0297-22-1351)にご確認ください。

問合 市生活環境課 内線1421~1425

平成18年度介護支援専門員(ケアマネジャー)実務研修受講試験

介護支援専門員(ケアマネジャー)とは

介護が必要な方の相談に応じながら、介護サービスの計画作成・介護サービス事業者との連絡調整などの仕事を行います。活動は、実務研修受講資格を確認する「実務研修受講試験」に合格したうえで、実務研修(平成19年1月~3月に6日間44時間予定)を修了し、県に登録されてからとなります。

受験資格

保健・医療・福祉分野で通算5年以上かつ900日以上、または10年以上かつ1800日以上の実務経験がある方。(国家資格等の有無、勤務先、業務内容等により条件が異なります)

試験日程等

試験日 = 10月22日(日)
午前10時開始
試験会場 = 水戸地区(水戸市) 土浦地区(阿見町)

受験案内

「受験案内書」は、7月3日(月)から、県社会福祉協議会調査研修部、及び県の各保健所、各地方総合事務所福祉課、高齢福祉課介護保険室で配布します。郵送希望の方は、390円分の切手を貼った角二の返信用封筒(住所、氏名を明記)を同封の上、次の問い合わせ先あてに請求してください。

願書受付

7月10日(月)から7月31日(月)までに、県社会福祉協議会調査研修部あて簡易書留で郵送されたもののみ受付となります。(当日消印有効)

問合 県社会福祉協議会 調査研修部 [〒310-8586 水戸市千波町1918] ☎029-243-8539
県保健福祉部 高齢福祉課 介護保険室 [〒310-8555 水戸市笠原町978-6] ☎029-301-3343

シートベルト効果体験車で事故時の衝撃を体験してみませんか

平成17年に実施したシートベルト着用状況全国調査の結果、県内のシートベルト着用率は全

国最下位の86.6%(全国平均92.4%)でした。

また、平成17年度中の自動車乗車数の死者は122人のうちシートベルト非着用者は66人と約5割を占め、さらにこのうち38人はシートベルトを着用していれば助かった可能性があり、シートベルトの着用は、死亡事故の防止には重要なものです。

このような結果から、シートベルトの着用効果の啓発運動を図るため、シートベルト効果体験車が次のとおり派遣されますので、事故の衝撃がどれくらいあるのかぜひ体験してみてください。

日時 = 7月7日(金)
午後1時30分~2時30分
場所 = 市役所本庁舎前 駐車場

問合 市市民安全課 内線1432

労働力調査のお知らせ

労働力調査は、法律で定められた統計調査で、国内の就業の状況を調べる調査です。就業者数、完全失業者数、完全失業率などの動向が明らかにされ、経済対策や雇用失業対策に役立てられます。

このたび、次の町内で労働力調査が実施されることになりました。知事から委嘱された調査員が調査対象地区内の各世帯に名簿づくりのためにうかがいます。この名簿をもとに調査世帯を選びます。

労働力調査の内容をほかに漏らすことや目的外に使用することは硬く禁じられていますので、調査にご協力いただいた世帯に迷惑がかかることはありません。ご協力をよろしくお願いします。

調査地域 高道祖字中台地内の一部

問合 県企画部統計課 人口労働担当 ☎029-301-2649

平成18年4月1日の法律の改正に伴う児童手当の手続きはお済みですか

拡充の内容

支給対象年齢が、これまでの小学校3年生(9歳到達後最初の年度末)までから、小学校6年生(12歳到達後最初の年度末)までに拡充され、併せて、所得制限が引き上げられました。

認定請求の手続きが必要となります

新たに、児童手当を受けられる児童の保護者の皆様については、市福祉事務所(公務員の方は勤務先)で、認定請求の手続きが必要となります。まだ、手続きがお済みでない方は、市福祉事務所まで手続きをしてください。

なお、改正に伴う新規請求は、平成18年9月30日まで受け付けたものに限り、特例的に4月1日(または支給要件に該当した日)にさかのぼって支給されます。

■ 平成18年度に小学校4年生の児童がいる保護者のみ(平成8年4月2日生まれ~平成9年4月1日生まれ)

これまで、当該児童にかかる児童手当を受給していた保護者の方は、特段の手続きをする必要はありません。

上記に該当しない保護者の方で、次の受給資格がある場合は、認定請求の手続きが必要となります。

■ 平成18年度に小学校5年生または6年生の児童がいる保護者のみ(平成6年4月2日生まれ~平成8年4月1日生まれ)

これまで、児童手当を受給していない保護者の方は認定請求、児童手当を受給していた保護者の方は額改定認定請求の手続きが必要となります。

■ これまで所得制限により児童手当を受給していない保護者のみ

所得制限の引き上げにより、新たに児童手当を支給できる場合がありますので、該当する保護者の方は、認定請求の手続きが必要となります。

認定請求書に必要な添付書類

年金加入証明書又は健康保険被保険者証の写し(申請者が厚生年金等加入者の場合) 申請者名義の通帳(郵便局を除く) 所得証明書

- ・下妻市(旧千代川村を含む)に平成17年1月1日から12月31日までに転入した方・・・平成17年分の所得証明書]
- ・下妻市に平成18年1月1日以降転入した方・・・平成17年度・18年度の所得証明書]

などとなっています。

詳しくは市福祉事務所児童福祉係(公務員の方は勤務先)までお問い合わせください。

問合 市福祉事務所 児童福祉係 内線1573



平成18年度犬猫の避妊・去勢手術助成事業終了について

本年6月1日より実施してきました「犬猫の避妊・去勢手術助成事業」は、助成頭数850頭に達したため、6月9日をもって本年度の事業を終了しました。

問合 茨城県獣医師会事務局
☎029-241-6242

個人事業税及び自動車税の納税は口座振替で

個人事業税及び自動車税の納税は公共料金と同じように預金口座から自動的に納税ができ大変安全で便利です。

お申し込みは、預金口座のある金融機関で簡単にできますので印鑑を持参してください。

問合 筑西県税事務所収税課
☎24-9190



有害鳥獣駆除のお知らせ

収穫前の梨果実を、ムクドリ・ヒヨドリ・カラスの食害から守るため、茨城県猟友会下妻支部による銃器での駆除が次のとおり実施されますので、皆様方のご協力をお願いします。

期間 = 7月13日～9月10日
実施日
[7月13日～8月12日]
火・木・土・日の早朝
[8月13日～9月10日]
木・土・日の早朝
対象地区 = 下妻地区全域
(重点地区 上妻・大宝・騰波ノ江・豊加美・高道祖地区)

問合 市農政課 園芸畜産係
内線2614
市生活環境課 環境衛生係
内線1423

下妻公民館の臨時休館日のお知らせ

下妻公民館では隣接する下妻市民文化会館の工事に伴い停電となる下記期間中を臨時休館といたします。期間中何かとご不便をおかけしますが、みなさんのご理解ご協力をお願いします。

臨時休館の期間

7月8日(土)から18日(火)までの間

問合 下妻公民館 ☎43-7370

居住費(滞在費)・食費の“介護保険負担限度額認定”申請

介護保険では介護保険施設(介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設)入所者及びショートステイ利用者の居住費(滞在費)・食費が原則自己負担となっていますが、市民税が非課税の世帯に属する方等はこれらの負担が軽減されます。

申請により“介護保険負担限度額認定証”を交付しますので、申請をしてください。

減額認定期間 = 平成18年7月1日～平成19年6月30日(8月以降申請の場合は申請月から)

17年度に認定を受けている方も毎年申請が必要になりますので申請をしてください。

問合 (相談先)
介護保険課 介護管理係 内線1538

旧日本赤十字社救護看護婦・旧陸海軍従軍看護婦のみなさんへ

内閣総理大臣名の書状を贈呈します
請求期限は、平成19年3月31日までです

先の大戦において、外地等(事変地の区域又は戦地の区域)に派遣され、戦時衛生勤務に従事された旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦の方(慰労給付金受給者は除く)に対して、その御労苦に報いるため内閣総理大臣名の書状を贈呈しています。

御本人またはご家族などからのご連絡をお待ちしています。

請求用紙
請求用紙は、福祉事務所社会福祉係窓口(内線1576)にあります。

問合 総務省 大臣官房管理室
[〒100-8926 東京都千代田区霞ヶ関2-1-1]
☎03-5253-5182(直通)
FAX 03-5253-5190

家内労働法をご存知ですか

家内労働者の労働条件の向上と生活安定を図るため、委託者は家内労働者(内職者)に家内労働手帳を交付することになっています。工賃は、全額を1か月以内に支払わなければならないことになっています。

いわゆる“インチキ内職”には、特に気をつけましょう。

問合 茨城労働局労働基準部賃金室
☎029-224-6216
筑西労働基準監督署 ☎22-4564

外国人労働者問題啓発月間

この制度は、外国人労働者の失業予防、再就職の促進、雇用管理の改善を目的とするものです。

【期間 6月1日(木)～30日(金)】
事業主のみなさん、外国人雇用状況報告制度にご理解・ご協力をお願いします。外国人を雇用されている事業主の方は、平成18年6月1日(木)現在の外国人労働者雇用状況を管轄のハローワークまでご報告ください。(6月30日(金)締め切り)

問合 ハローワーク下妻
☎43-3737

平成18年度外国人雇用管理セミナー

外国人労働者に対するトラブルを防止するため、外国人労働者を雇用している事業主のみなさんを対象に、外国人雇用管理セミナーを開催します。

日時 = 7月10日(月)
受付...午後12時30分～
開始...午後 1時30分～
場所 = ホテルグランド東雲
[つくば市小野崎488-1]
内容 = 外国人労働者の雇用管理の状況と問題点について等

問合 茨城労働局職業安定部職業対策課 ☎029-224-6219

クリーンポート・きぬからのお願い

直接クリーンポートに搬入される方で、“可燃ごみ”や“不燃ごみ”(粗大ゴミを除く)をダンボールや中身の見えない袋で搬入される方が多く見受けられます。直接搬入する時は、“中身の見える袋”をお願いします。

問合 クリーンポート・きぬ
☎43-8822



平成18年7月から 国民年金保険料の免除制度が変わります

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予される制度があります。

平成18年7月から、従来からの全額免除及び1/2納付(半額免除)に加え、1/4納付及び3/4納付の新しい段階が加わります。免除及び猶予は、市役所(本庁舎保険年金課・千代川庁舎くらしの窓口課)で申請手続きが必要となります。

保険料免除制度

全額免除 → 保険料の全額13,860円(平成18年度)が免除
全額免除の期間は、全額納付したときに比べ、年金額が1/3として計算されます。
一部納付 → 保険料の一部を納付、残りの保険料は免除
一部納付は3種類です。それぞれの納付額(平成18年度)と年金額の計算は次のとおりです。
・1/4納付(保険料額 3,470円) → 年金額 1/2
・1/2納付(保険料額 6,930円) → 年金額 2/3
・3/4納付(保険料額 10,400円) → 年金額 5/6

免除の対象となる所得基準

ご本人、配偶者・世帯主の方の前年所得が、それぞれ一定の基準額以下であることが条件です。

世帯構成	全額免除	一部納付		
		1/4納付	1/2納付	3/4納付
4人世帯 (ご夫婦、お子さん2人)	162 (257)万円	230 (354)万円	282 (420)万円	335 (486)万円
2人世帯 (ご夫婦のみ)	92 (157)万円	142 (229)万円	195 (304)万円	247 (376)万円
単身世帯	57 (122)万円	93 (158)万円	141 (227)万円	189 (296)万円

(注) 一部納付制度は、納付すべき一部保険料が未納となった場合は、一部免除が無効となり、老齢・障害・遺族の基礎年金の受給資格期間には含まれません。

若年者納付猶予制度

20歳代の方(学生を除く)で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合、世帯主の方の所得にかかわらず申請により保険料の納付が猶予されます。納付猶予期間は、年金の受給資格期間には算入されませんが、年金額の計算には入りません。

保険料免除・若年者納付猶予申請に必要なもの

年金手帳、印鑑、今年1月以降に転入された方は課税証明書、失業の場合は、雇用保険の「雇用保険受給資格者証」または「離職票」などの写しを添付してください。

保険料の追納

免除または納付猶予を受けた期間の保険料は、10年以内であれば、後から保険料を納めること(追納)ができるようになっています。追納すると、免除期間によって減額された年金額を増額することができます。承認された期間が属する年度から起算して3年度目以降に納付する場合は、経過した年数に応じた一定の加算額が加わります。

全額免除・納付猶予の継続申請

平成17年7月から、全額免除・若年者納付猶予を承認された方が、申請時に翌年度以降も申請をおこなうことをあらかじめ希望(申請書記入欄の「はい」に つけた方)された場合は、平成18年度的全額免除・若年者納付猶予の申請をあらためておこなわなくても、継続して申請があったものとして自動的に審査をおこないます。

ただし、失業の場合や天災等を理由として承認された方や半額免除を承認された方は、従来通り毎年申請が必要です。

問合 下館社会保険事務所 ☎25-0811 市保険年金課 内線1513・1515

発行 下妻市役所 [〒304-8501 下妻市本城町2丁目22番地] 編集 秘書課
市役所へのお問い合わせは ☎0296-43-2111(代表) www.city.shimotsuma.lg.jp



市立図書館 おはなし会

市立図書館の7月の“おはなしの花たば(おはなし会)”は次のとおりです。

参加は自由ですので、お気軽にお越しください。

日時 = 7月8日(土) 午前10時30分 ~ 11時30分 / 午後2時 ~ 3時

午後の部は4才以上のお子さん向けです。

場所 = 市立図書館 児童室(おはなしコーナー)

問合せ 市立図書館 ☎43-8811

図書館映画会(無料)

《ライブラリーシアター》

日時 = 7月11日(火) 午後2時 ~

上映作品 = “第三の男”

(1949年 アメリカ 120分)

監督...キャロル・リード

出演...ジョセフ・コットン

オーソン・ウェルズ他

あらすじ = アメリカの三文小説家ホリー・マーティンズは親友ハリー・ライムを訪ねウィーンに来たが、ライムは事故で死んだと告げられる。だが事故現場では不審な人物

が目撃されていた。親友の死の謎を解くまで街に居続けることにしたホリー。ある晩窓から通りを眺めると、物影に潜む男の顔がライトに照らされ浮かび上がった…。占領下ウィーンの入り組んだ政治情勢を下敷きに人生の光と影を描いたミステリーの古典。1949年カンヌ映画祭グランプリ受賞。

《子ども映画会》

日時 = 7月22日(土) 午後2時 ~ 上映作品 = 『町のねずみといなかのねずみ / 夏至の夜の話 / 死神のくれた仕事 / 少女コゼット』(アニメ:約60分)

世界の名作童話アニメより4話を上映します。

場所 = 市立図書館 映像ホール

問合せ 市立図書館 ☎43-8811

映画“評議”上映 入場無料

図書館では、水戸地方裁判所の協賛により、裁判員制度についての理解を深めるため次の日程で制度の解説と映画「評議」の上映会を開催します。

日時 = 7月19日(水) 午後6時30分 ~ 8時30分(開場6時)

場所 = 図書館2階“映像ホール”

内容 映画“評議”を上映した後、講

義DVD等により裁判員制度の解説をします。[出演]小林稔侍、榎木孝明、藤田弓子他 [あらすじ]被告人・中原(金剛地武志)と朝倉(伊藤高史)とは学生時代の親友。ところが朝倉が被告人の婚約者(大河内奈々子)と関係を持ったことを知った被告人は、ナイフで朝倉にけがを負わせてしまう。裁判を担当することになったのは町工場経営者やサラリーマンなど6名の裁判員と3名の裁判官。そして評議が始まる。

制度に関する質疑応答は裁判所職員がおこないます。

[入場]事前申込みの方法と当日参加の方法があります。

・事前申込の場合...定員70名。市立図書館のカウンターで直接お申し込みいただくか電話で申し込んでください。氏名・電話番号のみお知らせください。なお団体での申し込みも受付します。

・当日入場の場合...定員約60名。先着順入場、定員になり次第締め切ります。

申込 問合せ

市立図書館 ☎43-8811
水戸地方裁判所 総務課
☎029-224-8412

公民館おはなしの会 中止のお知らせ

第3土曜日恒例となっています“公民館おはなしの会”ですが、7月は中止となりますのでご了承ください。

次回のおはなしの会は、
日時 = 8月19日(土)
午後1時30分 ~
場所 = 下妻公民館 児童図書室

問合せ 下妻公民館 ☎43-7370

鬼怒川・小貝川クリーン大作戦

毎年7月に実施しています“鬼怒川・小貝川クリーン大作戦”を今年も次のとおり実施することになりました。

鬼怒川・小貝川の沿岸市町村と茨城県・栃木県及び国土交通省下館河川事務所などで構成する“鬼怒川・小貝川サミット会議”の広域イベントのひとつとして、また7月が“河川愛護月間”であることから、沿川住民、河川敷占有者、河川利用者の他、各種団体の協力を得て、河川敷のゴミを一掃することにより常に河川を美しく保ち正しく安全に利用する運動を推進するものです。

地域のみなさんの河川清掃へのご協力をお願いします。

日時 = 7月8日(土)
午前7時 ~ 9時(小雨決行)
場所 = 鬼怒川・小貝川河川敷

豪雨等により中止の場合は防災無線にて連絡します。

問合せ 市建設課 内線1714・1715

スコレ母親講座

お母さん子どもの心が見えますか
親の願い!子どもの言い分

講師 = (社)スコレ家庭教育振興協会茨城地区責任者 平石喜美子



日時 = 7月28日(金)
午前10時 ~ 11時30分
場所 = 下妻公民館 2階研修室
受講無料 託児あり
主催 = (社)スコレ家庭教育振興協会

問合せ ☎24-7797(平石)
☎22-3066(平出)
(社)スコレ家庭教育振興協会は文部科学省認可の公益法人・生涯学習団体です。

下妻市茶道連盟香出水会 30周年記念事業

日時 = 7月9日(日) 午後1時 ~ 4時(受付12時30分 ~)
場所 = 市立図書館2階 映像ホール

内容
1部 式典(午後1時 ~)
2部 呈茶(午後1時30分 ~)
3部 講演(午後2時30分 ~)
演題「禅とお茶のこころ」
講師 駒沢大学名誉教授 皆川広義先生
参加費 = 無料

問合せ ☎44-3253(川井)

平成18年度 下妻市文化祭 参加団体募集

下妻市文化祭実行委員会では、今年度の文化祭に参加する団体を募集しています。

文化祭期間
10月22日(日) ~ 11月20日(月)
受付期間
7月3日(月) ~ 7月21日(金)
申込方法 = 市教育委員会生涯学習課(千代川庁舎2階)に参加申込書がありますので、必要事項を記入の上、持参または郵送でお申し込みください。

問合せ 市生涯学習課 内線2833



夏休みいけ花体験教室 参加者募集

日時 = 7月29日(土)
午前9時30分 ~ 11時30分
場所 = 下妻公民館 大会議室
対象 = 幼稚園児(保護者同伴) ~ 大人まで

定員 = 先着30名
参加費 = 花材費として700円
用意するもの = はさみ(お手持ちの器のある方は持参しても結構です)
申込締切日 = 7月15日(土)
主催 = 市華道文化協会

申込 問合せ ☎44-4356(坂井厚子)

下妻小学校児童保育 クラブ指導員募集

下妻小学校児童保育クラブでは指導員を募集しています。

募集人員 = 2名
対象 = 年齢、資格は問いませんが、1年生から3年生までの子育て経験のある方 / 月曜から金曜まで毎日勤務できる方
時給 = 770円 ~

(研修期間後上がります)
勤務時間 = 月曜から金曜日まで 午後2時 ~ 6時

申し込み方法 = 電話連絡の上、履歴書をご持参していただき、面接いたします。

申込 問合せ
下妻小学校 児童
保育クラブ指導員
斉藤・小竹

☎44-3704
(平日午後2時 ~ 5時30分)



ふるさと博物館“博物館講座”
受講者募集

市ふるさと博物館では、次のとおり“博物館講座”を開催いたします。みなさんのご参加をお待ちしています。

日時 = 7月15日(土)
午後1時30分～

場所 = ふるさと博物館 講座室
演題 = 茨城県のコトヨウカ習俗

～笹神様を中心として～
講師 = 立石尚之先生
(古河市歴史博物館 学芸員)

参加費 = 無料
募集人数 = 30名
お申し込みは不要です。参加希望の方は、当日、当館講座室にお集まりください。

問合せ 市ふるさと博物館学芸係
☎44-7111

茨城県身体障害者
スポーツ大会選手募集

身体障害者スポーツ大会を通じて体力の維持増強を図り、自立と社会参加を促進するとともに交流を広めることを目的に開催されます。ぜひご参加ください。

日時 = 9月17日(日)
開会式 午前9時30分

場所 = 笠松運動公園
(ひたちなか市)

対象 = 12歳以上の身体障害者手帳所持者(内部障害者を除く)
競技種目 = 陸上、水泳、卓球他
申込期限 = 7月10日(月)

申込 問合せ
市福祉事務所 障害福祉係
内線1575・1577

平成18年度下妻公民館パソコン教室(前期)受講生募集

下妻公民館では初心者及び初級者を対象に、パソコン教室を開催します。これからパソコンを始めたい方や、パソコン、デジカメは持っていても使い方がよくわからない方など、気軽に参加してください。

パソコンコース (定員 各20名)

開催日	時間	コース	講習番号	コース
7月30日(日)	9:00～16:00		701	パソコン入門
8月	6日(日)	9:00～16:00	801	WORD初級
	20日(日)	10:00～15:00	802	インターネット基礎
9月	3日(日)	9:00～16:00	901	EXCEL初級
	10日(日)	10:00～15:00	902	WORD中級
	17日(日)	10:00～15:00	903	WORD実用編

デジタルカメラコース (定員 10名)

開催日	時間	コース	講習番号	コース
8月26日(土)	9:00～16:00		805	デジタルカメラ

デジタルカメラコースにはデジタルカメラ及び付属品が必要です。

開催場所 = 下妻公民館 視聴覚室
受講料 = 1講座につき受講料500円、テキスト代350円
受講資格 = 原則 市内在住または在勤者
申込受付 = 6月27日(火)より受付します。定員になり次第締め切ります。
申込方法 = 下妻公民館に来館、または電話でお申込みください。(1人3講座まで)

申込 問合せ
下妻公民館
☎43-7370 (直通)



茨城県警察官採用試験
若い力を待っています

受付期間
7月1日(土)～8月18日(金)
第1次試験 = 9月17日(日)
受験資格
・警察官A...昭和52年4月2日以降に生まれた人で大学を卒業した人若しくは来春3月31日までに卒業見込みの人
・警察官B...昭和52年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人で警察官A以外の人

問合せ
採用フリーダイヤル ☎ 0120-314058
下妻警察官警務係 ☎ 43-0110
www.pref.ibarak.jp/kenkei/saiyo/index.htm



BCG接種を実施します

該当者 = 生後3か月から6か月未満で、まだ、BCG接種を受けていない子(6か月を過ぎた場合は、医療機関での自費接種となります)

日時 = 7月11日(火)
午後2時～2時30分

場所 = 市保健センター
持参する物 = 受診券 予診票(青色です。責任をもって記入してください。『保護者のサイン』に押印又はサインをしておいてください)
母子健康手帳 体温計(体温は接種会場で計ってください)
“予防接種と子どもの健康”をよくお読みになってください。
おたふくかぜ・水ぼうそう・突発性発疹にかかった子は治ってから約1か月(4週間以上)あけないと他の予防接種を受けることができません。

次に該当する子も接種間隔により今回のBCGは受けることができません。

6月14日(水)以降に医療機関で麻しん・風しんを受けた子(27日以上あいていない)

7月5日(水)以降に医療機関で三種混合・日本脳炎を受けた子(6日以上あいていない)

6月20日(火)に保健センターでポリオを受けた子(27日以上あいていない)

BCGを受けた場合、27日以上あけないと他の予防接種を受けることができません。
次回のBCG接種は、8月22日(火)に実施します。

問合せ 市保健センター ☎ 43-1990(直通)

ポリオ(小児まひ)の生ワクチン投与を実施します

該当者 = 生後3か月から90か月(7歳6か月)未満で、2回の投与がまだ済んでいない子。ポリオワクチンは免疫を十分につけるため、2回の投与が決められています。BCG接種が済んでいない子は、先にBCG接種(7月11日実施)を受けてください。

日時 = 7月18日(火)
午後2時～2時30分

場所 = 市保健センター
持参する物 = 受診券 予診票(白色です。責任をもって記入してください。『保護者のサイン』は記入しないでください。母子健康手帳 体温計(体温は接種会場で計ってください)
“予防接種と子どもの健康”をよくお読みになってください。
おたふくかぜ・水ぼうそう・突発性発疹にかかった子は治ってから約1か月(4週間以上)あけないと他の予防接種を受けることができません。
次に該当する子は接種間隔により今回のポリオは受けることができません。

6月21日(水)以降に医療機関で麻しん・風しんを受けた子(27日以上あいていない)

7月12日(水)以降に医療機関で三種混合・日本脳炎を受けた子(6日以上あいていない)

6月20日(火)に保健センターでポリオを受けた子(6週間以上あいていない)

ポリオを受けた場合、27日以上あけないと他の予防接種(ポリオ以外)を受けることができません。
次回のポリオは、9月5日(火)に実施します。

問合せ 市保健センター ☎ 43-1990(直通)

身体障害児者生活相談・
補装具巡回相談

身体障害者相談員が身体障害児者の生活等全般の相談に応じます。また、補装具(補聴器・義肢・装具など)の巡回相談も併せて受付しますので、お気軽にお越しください。

日時 = 7月11日(火) 午後1時～3時
場所 = 第二庁舎3階休養室(7月は会場が変更になりますので、ご注意ください)

問合せ 市福祉事務所 内線1575

ひきこもり専門相談

ひきこもり状態で、しんどい思いをしているご本人、その苦しさを感じているご家族・周囲の方々の相談に応じています。プライバシーは固く守られますので安心して相談してください。

日時 = 7月4日、8月1日、9月5日、10月3日、11月14日、12月5日、平成19年1月9日、2月6日、3月6日(第1火曜日) 午後1時30分～4時(完全予約制)

相談担当者 = 心理判定員と保健師
場所 = 常総保健所

申込 問合せ

常総保健所健康指導課
☎ 0297-22-1351
FAX 0297-22-8855

“こころの健康相談”のご案内

こころの病に関する相談に、専門医が応じます。眠れない、イライラする、気分が落ち込む、やる気が出ないなどうつ状態や自律神経失調症などの症状がある方、ひとりで悩まずにご相談下さい(秘密は守ります。本人が来られない時は、ご家族の方でも結構です)

日時 = 毎月第2水曜日(7月は12日になります) 午後1時～3時(予約制) 日時は変更になる場合もありますので、予約時にご確認ください。
場所 = 市役所第二庁舎 小会議室
相談担当者 = 精神科医

申込 問合せ

市福祉事務所 障害福祉係
内線1577
予約制です。福祉事務所までお申込みください。(匿名でも結構です)

7月の納税相談

日時
・夜間納税相談...7月27日(木) 午後5時30分～7時30分
・休日納税相談...7月30日(日) 午前8時30分～午後5時
場所 = 本庁舎1階収納課

問合せ 市収納課
内線1363～1365

